

# 総務委員会資料

## 1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

### (1) 【議案第83号関係】

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要

### (2) 【議案第84号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

### (3) 【議案第103号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例（市長の専決処分）の概要

令和3年5月26日

財政局

## 川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要

### 1 固定資産評価審査委員会の概要

固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者の不服の審査については、審査の衡平を期するため、当該価格を決定した市町村長に処理させることとせず、中立的な合議制の機関で審査決定をすることとし、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとされている。

### 2 改正の概要

#### (1) 改正の理由

川崎市申請書等の押印見直しに関する方針（令和3年2月策定）において、申請書等は一定の場合を除き、原則記名のみとすることとされたことを受け、納税者が固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に提出する審査申出書等について押印を求めないこととするため改正する。

#### (2) 改正の内容（固定資産評価審査委員会条例）

次の書類について、審査申出人の押印を不要とする。

- ① 審査申出書（第4条第4項）
- ② 口述書（第9条第3項）

#### (3) 施行期日

公布の日



## 1 固定資産税等の課税標準の特例措置(わがまち特例)の改正

### (1) 令和3年度税制改正(地方税法)

令和3年度税制改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例割合をわがまち特例(※)として条例で定めるもの及び既存のわがまち特例を廃止等するもの。

※「わがまち特例」とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みをいう。

### (2) 改正内容(市税条例)

#### ア 新たに規定するもの

特定都市河川浸水被害対策法等の規定による認定計画に基づき自主的に設置した雨水貯留浸透施設

【特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日施行】

対象施設	法に定める特例割合		条例で定める割合
		参酌すべき割合	
雨水貯留浸透施設	6分の1以上2分の1以下	3分の1	<u>6分の1</u>

#### 【上記の割合とする理由】

市街化が進展し、河道の整備等による浸水被害の防止対策が困難である特定都市河川流域については、流域に所在する事業所等の民間施設において雨水貯留浸透施設を設置することは、流域治水としての実効性を高め、浸水被害の軽減のため有効な手段である。現在、市域で特定都市河川に指定されている鶴見川流域において、民間事業者による自主的な雨水貯留浸透施設の整備を促進する必要があることから、地方税法で定める割合のうち最大の軽減割合である6分の1を市税条例に定める特例割合として採用する。

#### 【雨水貯留浸透施設の例】

<貯留槽(地下に施工)>



<透水性舗装>



<浸透ます>



イ 廃止するもの

- ① 特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき義務的に設置した雨水貯留浸透施設【公布の日施行】
- ② 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等【令和5年4月1日施行】

ウ その他

地方税法の改正に伴い、引用条文の規定の改正等の所要の整備を行う。【公布の日施行】

(3) 施行期日

公布の日、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日、令和5年4月1日

2 軽自動車税の種別割に係る軽減措置（グリーン化特例）の見直し及び延長

(1) 令和3年度税制改正（地方税法）

環境性能等に優れた軽自動車の普及促進のため、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（※）について、見直しの上、特例措置を延長する。

※軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）とは、燃費性能等に優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割の税率をその性能に応じて、概ね75%、50%又は25%軽減する特例措置をいう。

本改正前後のイメージ

	【改正前】	➔	【改正後】																
	取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 軽課年度：令和2年度、令和3年度（取得の翌年度のみ）		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）																
営業用・乗用 (軽自動車)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td><u>2020年度燃費基準+30%達成</u></td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> </tr> <tr> <td><u>2020年度燃費基準+10%達成</u></td> <td style="text-align: center;">25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	軽減率	電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減	<u>2020年度燃費基準+30%達成</u>	50%軽減	<u>2020年度燃費基準+10%達成</u>	25%軽減		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td><u>2030年度燃費基準 90%達成</u></td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> </tr> <tr> <td><u>2030年度燃費基準 70%達成</u></td> <td style="text-align: center;">25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	軽減率	電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減	<u>2030年度燃費基準 90%達成</u>	50%軽減	<u>2030年度燃費基準 70%達成</u>	25%軽減
区 分	軽減率																		
電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減																		
<u>2020年度燃費基準+30%達成</u>	50%軽減																		
<u>2020年度燃費基準+10%達成</u>	25%軽減																		
区 分	軽減率																		
電気自動車・天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75%軽減																		
<u>2030年度燃費基準 90%達成</u>	50%軽減																		
<u>2030年度燃費基準 70%達成</u>	25%軽減																		
	※改正前・改正後いずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。																		

(2) 改正内容（市税条例）

市税条例附則第36項から第38項までを新設する。

(3) 施行期日

公布の日

### 3 災害等による期限の延長に係る規定の整備

#### (1)【納税資力の低下により納付が困難な場合】

災害等により、納税資力が低下し、市税を一時に納付することが困難な納税者に対しては、徴収の猶予や市税の減免の適用など個々の状況に応じた対応を行っている。

##### [具体例]

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業や時短営業による所得の減少
- ・需要の低下による減収・減益 など

#### 納税の緩和措置

- ① 徴収の猶予措置
- ② 税負担の軽減措置
  - ・市民税の減免(一定の所得の減少)
  - ・固定資産税等の軽減(個人・中小事業者)

#### (2)【申告等の手続を行うことが困難な場合】

災害等により市税の申告等の手続を行うことができない場合には、市税条例第10条の2の規定により『申告等の期限を3か月まで延長することができる』こととしている。今回、感染症の長期化等を踏まえ、個々の状況に応じた対応を可能とするため、『申告等をするのでない理由がやんだ日から3か月まで延長することができる』規定に改めるもの。

##### [具体例]

- ・経理担当部署において新型コロナウイルス感染者が発生し、申告書類の作成が困難な場合
- ・海外で入院し、長期間にわたり帰国することができない場合

※ 納税資力の低下等、経済的理由の場合は上記(1)により対応する

#### 申告等の期限の延長措置

- ① 広範囲に同様の被災状況にある場合(地震、台風等)  
→ 告示により一律に期限延長
- ② ①のように広範囲に同じ状況ではない場合(感染症のようなケース)  
→ 個々の納税者からの申請により個別に期限延長

#### 今回の改正

##### 市税条例 第10条の2第3項

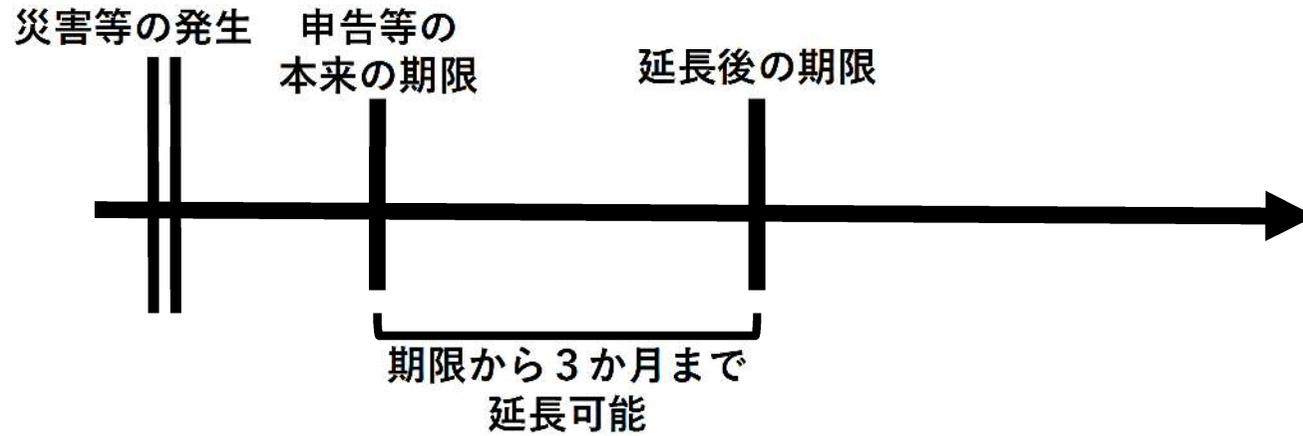
- 現行:『申告等の期限から3か月まで延長することができる』

- ◎ 納税者の個々の状況に応じた対応が取れるよう『理由がやんだ日から3か月まで延長することができる』に改める

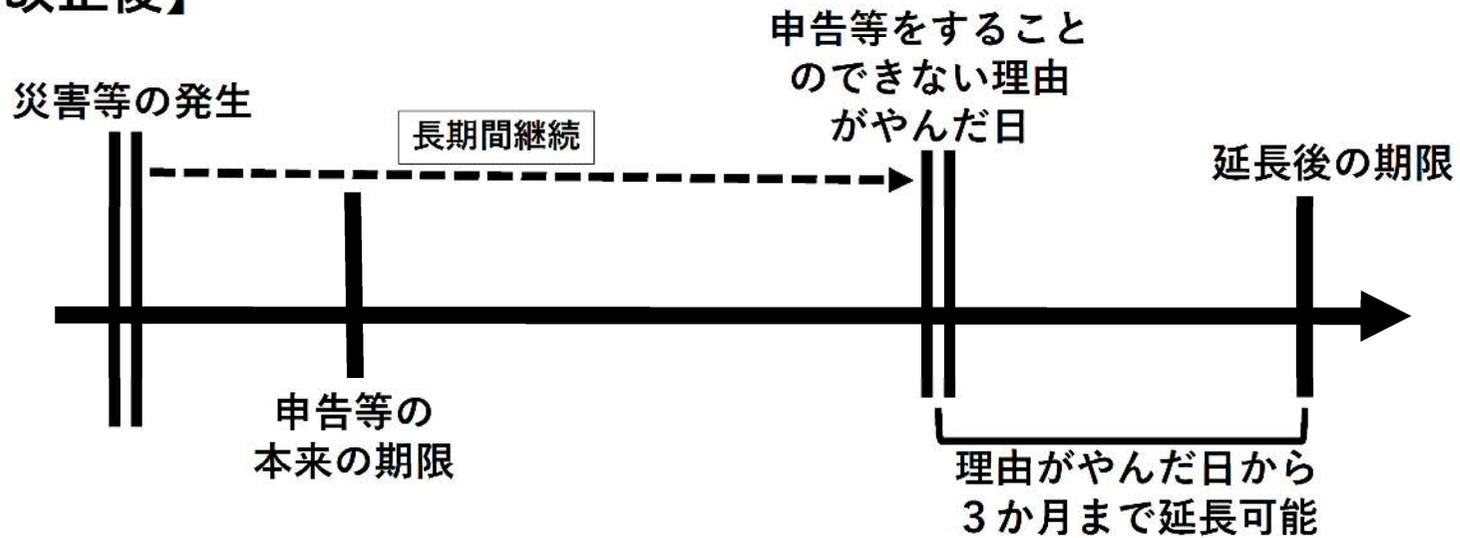
【公布の日施行】

改正前後のイメージ

【改正前】



【改正後】



川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第10条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によって行なうものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、<u>その理由がやんだ日から納税者については3月以内、特別徴収義務者については30日以内</u>において、当該期限を延長するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、<u>同項に規定する理由がやんだ後速やかに</u>、その理由を記載した書面でしなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>附 則 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (削る)</p> <p>(3) <u>法附則第15条第16項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第10条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によって行なうものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、<u>納税者については3月以内、特別徴収義務者については30日以内</u>において、当該期限を延長するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、<u>速やかに</u>、その理由を記載した書面でなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>附 則 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法附則第15条第8項</u>に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(4) <u>法附則第15条第19項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>(4) 法附則第15条第16項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(15) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(削る)</p> <p>(17) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p>(19) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(20) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零</p>	<p>(5) 法附則第15条第19項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(8) 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(10) 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(11) 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(14) 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(15) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(16) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(17) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>(19) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(新設)</p> <p>(20) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(21) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零</p>
<p>( _____ 令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>34 法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ 当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>34 法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、<u>当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて _____ 同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>36 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（<u>自家用の乗用のものを除く。</u>）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>37 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。</u>）（<u>営業用の乗用のものに限る。</u>）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>38 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（<u>前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。</u>）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</p>	<p><u>（新設）</u></p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p><u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>39</u>～<u>42</u> 略</p>	<p><u>36</u>～<u>39</u> 略</p>

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>附 則 （法附則第15条及び附則第15条の8 _____に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条及び附則第15条の8 _____に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 （1）～（19） <u>（削る）</u></p>	<p>附 則 （法附則第15条____、附則第15条の8 及び附則第64条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条____、附則第15条の8 及び附則第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 （1）～（19） <u>（20） 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零</u></p>

## 川崎市市税条例の一部を改正する条例（市長の専決処分）の概要

【議案第103号関係】

### 1 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しに伴う所要の整備

#### (1) 令和3年度税制改正（地方税法）

環境性能割の税率は2年ごとに見直されており、今般の税制改正において2030年度燃費基準の下で税率区分について次のとおり見直しが行われた。

#### (2) 改正内容（市税条例）

地方税法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

#### (3) 施行期日

令和3年4月1日

#### 【参考】軽自動車税の環境性能割について

3輪以上の軽自動車に対して環境性能に応じて、取得の際に取得価額に対し1%～3%（当分の間、2%が上限）の税率で課税されるもの。令和元年10月に導入され、当分の間、都道府県に申告・納付することとされている。

#### 自家用乗用車

#### 【改正前（令和元・2年度）】

軽自動車（環境性能割）	税率
電気自動車 等	非課税
ガソリン車 2020年度基準 +10%達成	
ガソリン車 2020年度基準 達成	1%
上記以外	2%

#### 【改正後（令和3・4年度）】

軽自動車（環境性能割）	税率
電気自動車 等	非課税
ガソリン車 2030年度基準 75%達成	
ガソリン車 2030年度基準 60%達成	1%
上記以外 又は 2020年度基準未達成車	2%

※改正前・改正後いずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

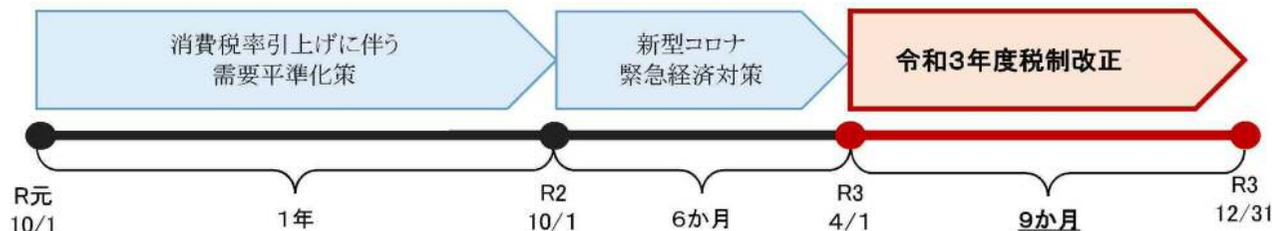
### 2 新型コロナウイルス緊急経済対策における税制上の措置に係る軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長

#### (1) 令和3年度税制改正（地方税法）

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対し、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する措置が講じられたが、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和3年3月31日まで延長されていたところ（令和2年第4回（6月）定例会において条例改正）。

令和3年度税制改正に伴い、当該軽減措置の適用期限が令和3年12月31日まで9か月間延長されたもの。

#### 【環境性能割の臨時的軽減の期間】



#### 【環境性能割の税率の臨時的軽減】

措置を講ずる前の税率	措置を講じた後の税率
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※新車・中古車を問わず対象。

※免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

**(2) 改正内容（市税条例）**

地方税法の改正に伴い、上記（1）に該当する軽自動車について、軽減措置適用前の環境性能割の税率が2%のものを1%に軽減するもの。

※措置を講ずる前の税率が1%のものは地方税法の規定により非課税。

**(3) 施行期日**

令和3年4月1日

川崎市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年 8 月19日 条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年 8 月19日 条例第26号</p>
<p>(環境性能割の税率) 第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 略</p> <p>附 則 1～14 略</p> <p>15 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>16～21 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p>	<p>(環境性能割の税率) 第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項（同条第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 略</p> <p>附 則 1～14 略</p> <p>15 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>16～21 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p>